## 6 17 水俣病シンポジウム アピール

訴訟弁護団や地元の皆さんから学ぶシンポジウムを東京で行いました。 本日、私達は、2009年に制定された特別措置法による被害者救済の締切を来月末に控える状況の下、水俣病の現状を溝口

因はむろん、チッソ水俣工場が三十数年間、水俣湾と不知火海に無処理排出し続けたメチル水銀です。 の)環境省の反対で実行されず、いまや熊本県も国と横並びの不作為姿勢です。 総量がどれだけかについて調査も情報開示もされぬまま、そして沿岸住民への健康調査は、(潮谷県知事時代に熊本県で計画されたもの その中で、水俣病が公式確認から56年を経過しながらなお潜在患者・未認定患者が生じ続けている現実を知りました。その原 しかるに、その汚染負荷の

そのことを自らの責任と受け止めるべきです。 害者の新たな確認が進み、水俣病被害の全体像はいまだ底が見えないと言わざるを得ません。全貌解明を怠ってきた国・県行政は、 特措法の申請者の総数は既に5万人を超え、当初の行政の見積もりを大幅に上回っていますが、対岸の天草諸島をはじめ、

を回避し続ける行政においては、窓口継続が、そのせめてもの代替の役割をも担っていたはずです。ところが国・環境省は特措法 口閉鎖を急ぐ国と熊本県に、強い抗議と警告を発します。 至です。私達は、特措法にはチッソの免責をはじめ様々な問題があると考えるものですが、その特措法さえゆがめて患者救済の窓 の条文をも狭く解釈し、この7月末で締切を強行の構えで、これでは今回も最終解決と言えない中途半端な決着に終わることは必 「あたう限りの救済」をうたった特措法の窓口は、本来、期限を設けずに開(ぁ)け続けるべきものです。しかも、住民悉皆調査

可権者の環境大臣がチッソによる子会社JNC株の売却(採算収益部門の水俣病責任解除)を認めることなど断じて許されません。 また、行政自らが潜在被害者総数の把握を断念し今後の患者がどれほどに及ぶかが予想もつかない現状で、特措法に定めた認

学びました。これに対する熊本県知事の上告は暴挙としか言いようがなく、上告を取り下げて溝口さんに謝罪し、直ちにチエさん に他ならないということを、県知事・環境大臣と県・国官僚は強く認識し、直ちに姿勢を改めるべきです。 することは承知のはずです。 上告審を今後何年も争うとは「行政自らが、水俣病解決を遅らせている張本人」 たるを満天下に示す を水俣病と認定するよう、強く求めます。熊本県も国も、あえて上告してまで水俣病基準の正当化を言い募ることが早期決着に反 52) 水俣病判断条件の狭さも断じられました。 他方、2月に下された溝口訴訟福岡高裁判決では、明快な論理で故・溝口チエさんの棄却処分が取り消され、1977 (昭和 判決が、周到な配慮と論理の下、水俣病の本質的解決に指針を与えていることも

俣病の行政訴訟や国賠訴訟の原告と弁護団に、心からの敬意と連帯を表明します。そして、訴訟が続く限り、水俣病判断条件の誤 りを問い、また (特措法ではなく、本来の) 公害健康被害補償法 (公健法) の運用改善を図らせるしかありません。 私達は、困難な状況の中で、自らの被害確認と、なおも闇に眠る潜在被害者のために闘い続ける、溝口訴訟をはじめとする水

行政のマッチポンプにより続かざるを得ない未認定問題を、これまで以上に注目し、被害者を支え続けます。 特措法で救済の枠から漏れる被害者は確実に存在し、 そしてその人々のよすがは公健法しかないことが明らかです。 私達は、

ありました。そのことの重要性を、行政・チッソ・医学者は今こそ肝に銘ずべきです。 水俣病といまだ認められない患者に光を当てることは、去る6月11日に逝去された原田正純先生の生涯のお仕事の核心でも

銀国際会議のホスト国として水銀条約に「水俣条約」の命名を提案するなど恥ずかしい限りであることも自明です。 住民健康調査はせず・特措法窓口は畳み・判断条件は上告審で被害者と争つといった後ろ向きの姿勢では、来たる2013年の水 東日本大震災と福島原発事故の被害に正しく対処するためにも、まず水俣病の正しい解決が目指されねばなりません。 また、

と致します。 以上、環境行政、水俣病行政に携わる国および熊本県の猛省と、水俣病未認定問題解決への積極的な姿勢転換を求め、アピール

2012年6月17日

東京・水俣病を告発する会チッソと国の水俣病責任を問うシンポジウム実行委員会シンポジウム「再々度、未認定問題を問う」参加者一同